

東大阪市小中学生キャッシュレスチャレンジ事業仕様書

1. 業務名

東大阪市小中学生キャッシュレスチャレンジ事業

2. 業務の目的

市内在住の小中学生を対象として、11月に開催する HANAZONO EXPO 会場内で使用可能な HANAZONO EXPO スマイルクーポン（以下「HE クーポン」という）を配布することで、子どもたちのキャッシュレス社会へのスムーズな順応の促進や、HANAZONO EXPO に来場することで子どもたちが未来技術に触れる機会を創出するとともに、2025年「大阪・関西万博」の機運醸成を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和5年12月31日までとする。

4. HE クーポンの概要

(1) HE クーポンの内容

利用上限金額	2,000円
発行総額	40,000,000円（予定）※
発行枚数	20,000枚（予定）※
申込方法	① 市立学校：指定のフォームによる申込（市作成） ② ①以外の学校：本市電子申請システムによる申込（市作成）
申込対象者	市内在住の小中学生
利用期間	11月3日、4日
利用場所	HANAZONO EXPO 会場（花園中央公園）内

※ただし、申込件数が20,000件を超過した場合は、この限りでない。

(2) 留意事項

- ① HANAZONO EXPO 会場内において利用期間内に限り利用可能とすること。
- ② 譲渡、転売はできない。
- ③ 原則として申込者以外の使用はできない。
- ④ 現金との引き換えはしない。
- ⑤ 釣り銭は支払わない。
- ⑥ 盗難・紛失、滅失に対して市は責を負わない。

5. 業務の内容

本事業における業務の内容は、次の(1)から(9)までとする。

- (1) HE クーポンの作成
- (2) HE クーポンの印刷、封入封緘及び発送
- (3) 取扱ブースの調整
- (4) 取扱ブースへの対応・支払い
- (5) 利用者への対応
- (6) データ管理
- (7) 業務の管理
- (8) 業務報告書の作成
- (9) その他、本事業に関すること

6. 業務の詳細

- (1) HE クーポンの作成
 - ① HE クーポンを HANAZONO EXPO 開催時に利用できるように準備すること。
 - ② HE クーポンのデザインを企画提案し、本市と協議した上で決定すること。
 - ③ その他提案によること

HE クーポン仕様

部数	20,000枚（予定）
種類	QRコード付カード（2,000円分） 20,000枚
紙質・サイズ	厚紙 カードサイズ（JIS規格） 85.598mm（長辺）×53.975mm（短辺）、3.18mm（角R）、0.762mm（厚み）
色数	フルカラー
校正	文字校正、色校正は3回程度
作成期限	HE クーポン発送期間も含め、HANAZONO EXPO 開催日（11月3日）に支障がないように作成すること
その他	①QRコードで利用者の、学校名・学年・性別が区別できるようにすること。 ②裏面に名前と学年を印字すること。

(2) HE クーポンの印刷、封入封緘及び発送

① 帳票の作成及び印刷

事業実施にあたり、以下の帳票の作成を行うこと。

- i) 小中学校配布チラシ（小学校用：21,000枚、中学校用：11,000枚）
（チラシは、小学校用と中学校用で2パターン作成すること）

表面：HANAZONO EXPO 事業説明

裏面：小中学生キャッシュレスチャレンジ事業説明

ii) HE クーポン送付用封筒 (定型) (20,000枚)

iii) HE クーポン使用説明書 (20,000枚)

② 封入封緘及び発送

i) 印字した帳票 (上記① i) を市立学校 (小学校51校、中学校25校) に直接納品すること。

ii) HE クーポン及びお知らせ (上記① iii) を送付用封筒 (上記① ii) に封入封緘すること。

iii) 発送については、事前に市が指定した日時に市内3カ所の郵便局へ搬入し、区内特別料金を利用し郵送すること。郵送は普通郵便を利用すること。

iv) 宛先不明等の理由により戻ってきた発送物については、管理簿を作成し、問い合わせに対応できるようにし、必要に応じて再送付等の措置を講じること。

(3) 取扱ブースの調整

取扱ブースは HANAZONO EXPO 出店予定業者から受託者が調整し、市と協議した上で決定する。

(4) 取扱ブースへの対応・支払い

① 運営マニュアルを作成し、取扱ブースに対し説明会を実施し、事業内容・運営方法を適切に説明して本事業を十分理解してもらうこと。

② 事業終了後30日以内に HE クーポンが使用された金額を取り扱いブースに対し、支払いを行うこと。

③ 問い合わせに対して、誠意ある丁寧な対応を行うこと。

(5) 利用者への対応

① 問い合わせに対して、誠意ある丁寧な対応を行うこと。

② 対応マニュアルを作成し、一定の基準を持ったうえで対応を行うこと。

③ HE クーポンの使い方の説明や、残額の確認が出来るようにイベント当日にブースを設け対応すること。

(6) データ管理

① 業務に伴い収集、作成したデータについて、適切に管理すること。

② データサーバーが設置されている場所については不正侵入等に対する監視及び管理処置等の防止措置が施されていること。

③ 市とのデータの受け渡しについては、本市と協議の上、最もセキュリティの高い方法により行うもの。

(7) 業務の管理

① 運営業務を統括すること。

② 取扱ブース等との連絡調整を行うこと。

- ③ 常に連絡の取れる業務責任者を配置すること。
- ④ その他必要な業務を行うこと。

(8) 報告書作成

- ① A4サイズ3部及びCD-R又はUSBメモリに格納のこと。
- ② 成果物等の所有権及び著作権は、納品をもって委託者に帰属するものとする。
- ③ 業務報告書の作成にあたっては、委託者と協議の上、申請者数、使用者数、使用されたブース、使用金額等を含めた内容とすること。

(9) その他、本事業に関すること

- ① HEクーポンは紙での作製は必須だが、一部希望者に対して電子クーポンを発行することも可能とする。
- ② 小中学生の来場を促す取り組みを行うこと。
- ③ プロポーザルにおいて、企画提案した内容については実施すること。ただし市と協議したうえで実施しないと判断した場合はこの限りでない。
- ④ 上記以外に本事業に関することで事業活性化につながることは相互に提案し、協議の上必要に応じて実施すること。

7. 報告及び検査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

8. 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

9. 個人情報の保護体制

業務を通じて知りえた情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。

10. 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。

11. その他

- ① 仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、対応すること。
- ② 本事業上知り得た事項については、履行期間中はもちろん履行期間後も守秘義務を負うこ

と。

③ 本事業の実施にあたり、疑義が生じた事項については、市と協議の上、対応すること。

④ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本市や国・大阪府が示す方針に準拠すること。